大阪府住生活審議会住生活基本計画推進部会運営要領

参考資料3

第１ 趣旨

大阪府住生活審議会規則（昭和48年大阪府規則第66号。以下「規則」という。）第６条第１項の規定により、住生活基本法第17条第１項の規定による「大阪府住生活基本計画」の策定及びその推進についての調査審議を行うため、大阪府住生活審議会に住生活基本計画推進部会（以下「部会」という。）を置く。

第２ 組織

1. 部会は、下記の者で組織する。
2. 部会に属する委員は、規則第２条第２項に規定する委員のうちから、規則第６条第２項の規定により会長が指名する。
3. 部会に属する専門委員は、規則第３条第２項に規定する専門委員のうちから、専門の事項を調査審議させる必要があるときに限り、規則第６条第２項の規定により会長が指名する。

（２）部会に部会長を置く。部会長は、規則第６条第３項の規定により会長が指名する。

（３）部会長に事故があるときは、部会に属する委員等のうちから、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

第３ 会議

（１）部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

（２）部会長は会議に必要があると認めるときは、参考人を会議に招集し、意見を聴取することができる。

第４ 補則

この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附則

この要領は、令和６年７月４日から施行する。